

## 韓国競争法における最近の動向

2024年11月29日 14:00~16:00

講師：松尾 和彦 氏（ソウル大学校法科大学院博士課程修了）

### はじめに 独占規制及び公正取引に関する法律（“公正取引法”<sup>1</sup>）

- ・制定：1980年12月31日公布（1981年4月1日施行）
- ・最近の改正：2020年12月29日公布（2021年12月30日施行又は2022年12月30日施行）
- ・15章130条から構成されている。

第1章 総則(1~3条)	第8章 執行機関(54~71条)
第2章 市場支配的地位の濫用禁止(4~8条)	第9章 韓国公正取引調停院の設立及び紛争調停(72~79条)
第3章 企業結合の制限(9~16条)	第10章 調査等の手続(80~101条)
第4章 経済力集中の抑制(17~39条)	第11章 課徴金の賦課及び徴収等(102~107条)
第5章 不当な共同行為の制限(40~44条)	第12章 差止請求及び損害賠償(108~115条)
第6章 不公正取引行為、再販売価格維持行為及び特殊関係人に対する不当な利益提供の禁止(45~50条)	第13章 適用除外(116~118条)
第7章 事業者団体(51~53条)	第14章 補則(119~123条)
	第15章 罰則(124~130条)

・第6章 不公正取引方法に関連して、下請取引、加盟事業取引（フランチャイズ取引）、大規模流通業取引、代理店取引、約款取引に關しての規制法がある。

・執行機関は、韓国公正取引委員会（“KFTC”）。公正取引法第59条が定める事項を決定する委員全員による全員会議（9名）と、それ以外の事項を決定する小会議（4名）がある。

・KFTC傘下に消費者院と調停院がある。

・公正取引法第3条はいわゆる域外適用規定である。但し日本と韓国との独占禁止協力協定はない。

### 1. 2023年以降の公正取引法の動き<sup>2</sup>

#### (1)23年の主要改正

- ・入札関連資料の対象拡大(41条)
- ・調停院の是正措置履行管理根拠(72条1項6号)
- ・調停申請事件による裁判所の訴訟中止(77条の2)
- ・同意議決手続中の処分時効停止(90条10項)
- ・公正取引自律遵守制度整備(120条の2, 120条の3)
- ・紛争調停協議会委員数7名から9名に(73条各項)

<sup>1</sup> 公正取引法和訳参照 <http://matsuokazuhiko.com/fairtrade/20240807.pdf>

<sup>2</sup> 同上

## (2)24 年の変更

- ・市場支配的事業者推定除外基準引上げ(6 条)
- ・大規模会社基準算定の非合算系列会社の追加(9 条 5 項 1 号)
- ・企業結合申告義務範囲縮小(11 条 1 項 3 号及び 4 号、同条 3 項 4 号)
- ・企業結合企業のは正方策提出制度導入(13 条の 2, 14 条 2 項)
- ・非上場会社の公示対象事項を除外(27 条 1 項)
- ・紛争調停協議会委員長の営利活動禁止(73 条 8 項~10 項)
- ・文書等の電子情報処理根拠規定整備(98 条の 2, 98 条の 3)
- ・過料免除規定整備(130 条 3 項)

## 2. 個別の話題

### (1)プラットフォーム事業者規制に係る動向

#### ①オンラインプラットフォーム事業者の市場支配的地位濫用行為にかかる審査指針<sup>3</sup>

- ・2023 年 1 月制定・施行
- ・オンラインプラットフォームサービスの定義：  
仲介サービス、検索エンジン、SNS、動画等、OS、広告、その他利用者間の取引・情報交換等を促進するサービス
- ・プラットフォーム事業者の主な競争制限行為  
(ア)マルチホーミング (multihoming) の制限、最恵国待遇の強要⇒プラットフォーム市場の独占力を維持強化  
(イ)自社優遇、抱合せ⇒プラットフォーム市場での独占力を梃子に関連市場での独占化
- ・公正取引法第 5 条(市場支配的地位の濫用禁止)、第 45 条(不公正取引行為の禁止)、第 3 条(域外適用)が適用される。⇒臨時差止命令と課徴金引上げが必要。
- ・韓国のプラットフォーム事業者の代表格として、ネイバー、カカオトーク、クパン、ペタルミンジョクがあり、これを総称して「ネカクベ」と言っている。またこれに、ラインを加えて、「ネカラクベ」という場合もある。

#### ②ティモン・ウイメブ事件

- ・プラットフォーム事業者であるティモンとウイメブ(プラットホーム事業者業界 4 位~5 位)による、販売者に対する精算遅延に起因して、2024 年 7 月、出店業者の大量離脱と消費者の払戻し要求、取付け騒ぎが発生した。⇒大規模流通業法改正の動きとともにプラットフォーム事業者に対する規制強化の動きがある。

---

<sup>3</sup> オンラインプラットフォーム事業者の市場支配的地位濫用にかかる審査指針和訳

[http://matsuokazuhiko.com/fairtrade/platform\\_abuse.20230112.pdf](http://matsuokazuhiko.com/fairtrade/platform_abuse.20230112.pdf)

## (2)公正取引関連紛争の調停に関する法律案

①公正取引法第9章に韓国公正取引調停院による不公正取引行為の調停制度の定めがあり、公正取引調停院に公正取引紛争調停協議会がある。

・不公正取引行為：公正取引法45条1項1号から10号

②一連の公正化法において、加盟事業取引紛争調停協議会、下請紛争調停協議会、大規模流通業取引紛争調停協議会、代理店紛争調停協議会、約款紛争調停協議会が設置され、それぞれの事業分野における調停事務を担っている。

③2024年、こうした紛争調停制度を一本化するための法律が提案されている。

## (3)初の情報交換談合の摘発となるか

①公正取引法第40条1項9号

「第40条（不当な共同行為の禁止） 事業者は、契約・協定・決議又はその他のいかなる方法によっても、他の事業者と共同で不当に競争を制限する次の各号のいずれかに該当する行為をすることを合意（以下「不当な共同行為」という。）し又は他の事業者にこれをさせてはならない。

（略）

9号 その他の行為であつて、他の事業者（その行為をした事業者を含む。）の事業活動又は事業内容を妨害・制限し又は価格、生産量、その他大統領令で定める情報をやり取りすることにより一定の取引分野において競争を実質的に制限する行為」

②公正取引法施行令<sup>4</sup>第44条2項

「第44条2項 法第40条第1項第9号の「大統領令で定める情報」とは、商品又は役務にかかる次の各号の情報をいう。

1号 原価

2号 在庫量、在庫量又は販売量

3号 取引条件又は代金・対価の支払条件」

③4大銀行(KB国民、新韓、ハナ、ウリイ)が担保認定比率（Loan to Value：LTV）の情報を共有し、融資限度を制限したことが公正取引法第40条1項9号にあたるとして、2024年1月に審査が開始された。しかし11月になり事実関係の確認の為に再審査を行うこととなった。

---

<sup>4</sup> 公正取引法施行令和訳 <http://matsuokazuhiko.com/fairtrade/rei.20240621.pdf>

#### (4)大韓航空によるアジアナ航空の吸収合併<sup>5</sup>

##### ①経緯

2019年4月15日	アジアナ航空筆頭株主(33%)の錦湖産業は、アジアナ航空売却の取締役会決議を発表。
2019年12月27日	HDC 現代産業開発と証券大手の未来アセット大宇のコンソーシアム(企業連合)は、錦湖産業、アジアナ航空とそれぞれアジアナ航空株式売買契約、新株引受契約を締結。
2020年4月3日	KFTC は HDC 現代産業開発と未来アセット大宇のコンソーシアムによるアジアナ航空買収を承認。
2020年9月11日	アジアナ航空は、自社売却計画を白紙撤回すると発表。HDC 現代産業開発との交渉が決裂。政府系の韓国産業銀行から新たに2兆4千億ウォンを借受け、債権団の管理下で再建を目指す。
2020年11月17日	韓国産業銀行が大韓航空の持株会社である韓進 KAL の第三者割当増資を引受け、大韓航空は、増資調達資金を使ってアジアナの第三者割当増資を引受け、同社の63.88%株式を取得する買収を発表。
2021年1月14日	大韓航空は、KFTC に企業結合届出。
2022年2月22日	KFTC は、条件付で買収を承認
2023年1月13日	大韓航空は、欧州委に企業結合届出
2024年1月	大韓航空は、欧州委が懸念する国際旅客運送(欧州↔韓国)の代替参入者として Tway を選定。
2024年2月13日	欧州委は、条件付で買収を承認 <sup>6</sup> 。
2024年8月8日	大韓航空は、欧州委が懸念する国際航空貨物運送部門の売却先としてエア仁川を選定し、アジアナ航空貨物部門の売却基本合意書を締結 <sup>7</sup> 。
2024年11月28日	欧州委は、大韓航空がアジアナ航空貨物部門をエア仁川へ売却することを承認 <sup>8</sup> 。

5

[https://www.ftc.go.kr/solution/skin/doc.html?fn=1f7961a040b1aacebe29bdb699a024385bfb36f7de879e5868cda40b09f15602&rs=/fileupload/data/result/BBSMSTR\\_00000002402/](https://www.ftc.go.kr/solution/skin/doc.html?fn=1f7961a040b1aacebe29bdb699a024385bfb36f7de879e5868cda40b09f15602&rs=/fileupload/data/result/BBSMSTR_00000002402/)

<sup>6</sup> [https://ec.europa.eu/commission/presscorner/detail/en/ip\\_24\\_761](https://ec.europa.eu/commission/presscorner/detail/en/ip_24_761)

<sup>7</sup> <https://www.mk.co.kr/jp/business/11087470>

<sup>8</sup> [https://ec.europa.eu/commission/presscorner/detail/en/mex\\_24\\_6122](https://ec.europa.eu/commission/presscorner/detail/en/mex_24_6122)

②企業結合規制

- ・公正取引法第 11 条、施行令 18 条
- ・届出会社（資産総額又は年間売上額が 3000 億ウォン以上）が、被取得会社（資産総額等が 300 億ウォン以上）に対して下記を行う場合、KFTC に届出しなければならない。
  1. 発行済株式総数の 20%以上を所有
  2. 株式追加取得により最多出資者となる
  3. 役員兼任の場合
  4. 合併又は営業譲受け
  5. 新会社設立に参加し、最多出資者となる

③KFTC の審査結果

- ・本件買収により、合計 119 の重複市場(航路)が生じる。  
国際旅客運送で 65、国内旅客運送で 22、国際貨物運送で 20、国内貨物運送で 6、  
その他市場で 6 (具体的には航空機整備、地上支援業務、機内免税品販売、予約システム、  
操縦士訓練、IT サービス)

- ・国際旅客運送の重複市場(路線)65 のうち 26 市場(路線)で反競争懸念がある
- ・国内旅客運送の重複市場(路線)22 のうち 14 市場(路線)で反競争懸念がある。
- ・国際貨物運送、国内貨物運送の重複市場(路線)は、競争事業者も多く反競争懸念がない。
- ・その他市場についても反競争懸念がない。

③国際旅客運送市場(路線)及び国内旅客運送市場(路線)の反競争懸念に関する問題解消措置

- ・構造的措置として、大韓航空及びアジアナ航空は、新規参入事業者又は既存事業者に対して国内空港における Slot(発着枠)移譲、外国空港における Slot 移譲、そして Traffic right(運航権)の移譲を行う。
- ・行動的措置として、大韓航空及びアジアナ航空は、インフレ率を超える運賃値上げ禁止、座席数の減少禁止、機内サービス品質低下禁止、フリークエントフライヤープログラム (マイレッジプログラム) 維持。
- ・行動的措置は構造的措置が取られるまで継続する。構造的措置が取られれば終了する。
- ・国内旅客運送市場(路線)で反競争懸念を有する 14 路線のうち、6 路線(普州↔濟州、麗水↔濟州、蔚山↔濟州)については、行動的措置を 10 年間課すのみで構造的措置は課さない。

以上